



～家族で「選挙」のことについて話してみよう～

7月に参議院議員通常選挙が予定されています。
今回は「在外選挙人制度」についてお伝えします。

NO. 32

【在外選挙人制度】 在外選挙人とは、仕事や留学などで海外に住んでいる日本国籍を持つ18歳以上の有権者で、在外選挙人名簿に登録され「在外選挙人証」を持っている方です。

在外選挙人名簿への登録の申請は、「出国時申請」と「在外公館申請」の2つの方法があり、在外選挙人の投票の方法は、次の3つの方法があります。

- ①在外公館投票・・・在外選挙人が、在外公館など投票記載場所へ自ら出向いてその場で投票する方法
- ②郵便等投票・・・在外選挙人が、あらかじめ登録地の市町村選挙管理委員会に投票用紙等の交付を請求し、自宅等に送付された投票用紙などに記入して、登録地の市町村選挙管理委員会に郵送して投票する方法
- ③日本国内における投票・・・在外選挙人が、選挙期間に一時帰国していた場合などに、国内の投票方法を利用して投票する方法

在外選挙人制度を利用できる選挙は、衆議院議員総選挙や参議院議員通常選挙などの「国政選挙」だけなんだ。



4月7日(日)は、山梨県議会議員選挙の投票日です

笛吹市選挙管理委員会 笛吹市明るい選挙推進協議会

■問合せ先 笛吹市選挙管理委員会事務局 ☎ 055(262)4111